

く郡山市医療的ケアの必要なこどものサポートや制度>

20朤~			身体の障害の改善のための手術費用等の助成 (自立支援医療・更生医療)18歳以上	24時間体制でお預かり(療養介護)18歳以上日中の通所による介護サービス(生活介護) 就労に向けた支援(就労移行支援等) (1) (1) (1) (2) (2) (2) (3) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	□ 在宅重度障がい者に手当支給 (特別障害者手当)20歳以上 □ 20歳以上の障害者への年金 (障害基礎年金)			大, 専門学校
18歳~	-など)			□ 24時間体制で□ 日中の通所に□ 就労に向けたサービス等給付置				校><中学校> 等部> 高等学校、専修学校 ロ 大学、短大、専門学校
高校(15歳~)	院、総合療育センター 5院など)		長申請可 ではこども医療費が()資溫(高額障害福祉	22 전 전			(小学校><中学校><高等部>
中學(12萬~)	堂綜合病院、南東北病西ノ内病院、東ノ内病院、星総合派		※必要な場合は20歳未満まで延長申請可 表末満 医療費助成)18歳の3月31日まではこど	まで 精神保健福祉手帳) [を超えた場合の差額 の)歳未満 (者)が一定額の年金			通常学級・特別支援学級・通級指導教室<小学校><中学校> 特別支援教育補助員配置の考慮 障がい宿祉課と連携した巡回訪問 <幼稚部> <小学部><中学部>
(~贊9) 泰小	属病院、太田西ノ内病院、星総合病院、寿泉堂総合病院、南東北病院、総合療育センターなど) 5けられる医療機関(総合療育センター、太田西ノ内病院、星総合病院など) -アや訓練・サポート(訪問看護事業))18歳まで ※必要な場 f 政医療)18歳末満 p障害者(児)医療費助成	がい児入所など)18歳未満 られるサービス(児童発達支援など)18歳まで 短期入所など) 域生活支援事業(相談支援・移動支援など) 料金等の減免(身体障害者手帳・療育手帳・精体 用している方が複数いる場合:一定の基準額を起	(ある場合は20歳になる月まで 表末満 (特別児童介護手当) 3歳以上20歳末満 5ーのことがあったとき、障害児(者) 1	7健診 歳児健診 就学に関する勉強会 、その他)		 □ 通常学級・特別支援等級・通級指 日 特別支援教育補助員配置の考慮 □ 就学相談会 □ 障がい宿祉課と連携した巡回訪問 □ 特別支援学校〈幼稚部〉 <小学部><中学部〉(ファミリーサポート) 小学校6年生まで
1號 ~ 5號	の中心になる病院(福島県立医大附属病院、太田西ノ内病院、星総合病院、寿泉堂総合病院、南東北病院、総合発達支援の専門外来やリハビリが受けられる医療機関(総合療育センター、太田西ノ内病院、星総合病院など)自宅へ看護師等が訪問して医療的ケアや訓練・サポート(訪問看護事業)	長医療:精神通院医療) 医療費助成)	を助成(未熟児養育医療) 病の患者へ医療費を助成(小児慢性特定疾病医療費助成)18歳まで、※必要な場合は20歳未満まで延長申請可 の助成(こども医療費助成)18歳の3月31日まで 9の改善のための手術費費用等の助成(自立支援医療:育成医療)18歳未満 重度の障害児者の医療費の自己負担分を助成(重度心身障害者(児)医療費助成)18歳の3月31日まではこども医療費が優先	障がい児を入所にてサポート (医療型障がい児入所など) 18歳未満 □ 通いながらこどもの発達支援が受けられるサービス (児童発達支援など) 18歳まで □ 在宅での介護サポート (居宅介護・短期入所など) □ 在宅での介護サポート (居宅介護・短期入所など) □ 市で設定している福祉サービス (地域生活支援事業 (相談支援・移動支援など) □ 市で設定している福祉サービス (地域生活支援事業 (相談支援・移動支援など) □ 手帳に応じた制度利用や税金・公共料金等の減免 (身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳) □ 手帳に応じた制度利用や税金・公共料金等の減免 (身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳)	族に手当支給(児童扶養手当)児童が中程度の障害がある場合は20歳になる月まで 在宅重度障がい児に手当支給(障害児福祉手当)20歳未満 育者に手当支給(児童手当人15歳の3月31日まで 養育者に手当支給(特別児童扶養手当)20歳未満 (特別児童介護手当)3歳以上20歳未満 ロ 保護者が掛け金を納めることにより、保護者に万一のことがあったとき、障害児(者)が一定額の年金を受 庭の最低限度の生活保障支援(生活保護制度)	性) 歳6か月』 3	相談・申込) 口 幼稚園 関する相談・申込)	ᄣ
0ヶ月 ~ 11ヶ月	□ 地域の小児医療の中心になる病院(福島県立医大郎)□ 発達支援の専門外来やリハピリが受口 自宅へ看護師等が訪問して医療的か	 精神疾患の外来医療費の軽減(自立支援医療:精神通院医療) 指定難病の患者へ医療費を助成(難病医療費助成)	 □ 未熟児に医療費を助成(未熟児養育医療) □ 小児慢性特定疾病の患者へ医療費を助成(小児慢性特定疾病医療費助成)18歳まで ※必要 □ こどもの医療費の助成(こども医療費助成)18歳の3月31日まで □ 身体の障害の改善のための手術費費用等の助成(自立支援医療:育成医療)18歳末満 □ 身体の障害の改善のための手術費費用等の助成(自立支援医療:育成医療)18歳末満 	 障がい児を入所にてサポート (医療型障) 通いながらこどもの発達支援が受け 在宅での介護サポート (居宅介護・口 市で設定している福祉サービス (地口 手帳に応じた制度利用や税金・公共口 同一世帯に障害福祉サービス等を利 	□ ひとり親家族に手当支給 (児童扶養手当) 児童が中程度の障害がある場合は20歳になる月まで □ 在宅重度障がい児に手当支給 (障害児福祉手当) 20歳未満 □ こどもの養育者に手当支給 (児童手当) 15歳の3月31日まで □ 障がい児の養育者に手当支給 (特別児童扶養手当) 20歳未満 (特別児童介護手当) 3歳以上2 □ 保護者が掛け金を納めることにより、保護者に万一のことがあったとき、障害 □ 生活因窮家庭の最低限度の生活保障支援 (生活保護制度)	 □ 保健師等の訪問(未熟児・乳児家庭全戸訪問・その他) □ 母子健康手帳交付(妊娠時) □ 4か月児健診 □ 10か月児健診 □ その他母子保健事業を実施(市保健師へ相談) □ 養育支援(産後ヘルパー、育児家庭訪問、子育で短期3 	口 保育所 (入所に関する相談・申込)口 認定こども圏 (入圏に関する相談・	ロ 兄弟姉妹等の保育所等の送迎や預かり等の子育て支
連絡・相談窓口	医療機関(主治医)	郡山市保健所	ことも家庭支援課庫のおい宿祉課	障がい宿祉課相談支援事業所	こども家庭支援課 障がい宿祉課 生活支援課	ことも家庭支援課 行政センター (母子保健・保健師) (ことも家庭相談センター)	保育課	教育委員会総合教育支援センター 27アミリーサポートセンター
图	医療		医療責	確 特 サー カ ス	雑族 名 か 米ート	母子保健	保管	沙校 トピョ